

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【地域の人口構造】

本町の総人口は、平成7年までは2万人台まで増加が続いていたものの、平成7年の20,124人をピークとして減少傾向に転じ、年々少しずつではあるが減っている。年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0－14歳）は、減少が続いている一方、高齢人口（65歳以上）は増加が続いており、平成7年以降高齢人口が年少人口を上回り少子高齢化が進んでいる。生産年齢人口（15－64歳）も、平成12年までは微増または横ばいとなっていたものの、平成12年以降減少が続いている。平成30年3月31日時点の年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は約10%、生産年齢人口は約56%、高齢人口が34%となっている。

【産業構造及び中小企業者の実態について】

本町の事業所数（平成28年経済センサス 活動調査（産業別集計））は640ヵ所である。業種別で見ると、卸・小売業が167ヵ所（26.1%）、建設業が95ヵ所（14.8%）、製造業が69ヵ所（10.8%）と続いており、そのほか多様な業種が存在しているが、それら事業所のほとんどが中小企業である。また、従業者の数（平成28年経済センサス 活動調査（産業別集計））では、全体4,161人のうち製造業が1,654人（39.8%）、卸・小売業が550人（13.2%）、医療・福祉関係が531人（12.8%）と続いており、製造業が全体の約4割を占め、主要産業となっている。

これらの中小企業が本町の産業や雇用の基盤を支え、地域社会において市民生活の中心的役割を担っている。しかし、少子高齢化等の影響で人員不足があるのが現状である。そのため、生産設備の導入・更新等による生産量の維持・向上を図る必要がある。

(2) 目標

本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人手不足による問題の緩和や生産性の向上など、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現させるために、計画期間中に10件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性の向上を図るため、先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業、建設業、卸・小売業など多岐にわたり多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の企業は、町中心部や工業団地、山間部と広域に立地している。これらすべての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種、事業

本町の産業は、製造業、卸・小売業、建設業、農業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務の効率化、省エネの推進等多様なものであるため、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間については、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の計画期間については、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 市町村税を滞納しているものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。